

京都市職員厚生会条例の全部を改正する条例（平成25年3月29日京都市条例第54号）（行財政局人事部厚生課）

平成25年3月31日をもって京都市交通局厚生会及び京都市上下水道局職員等厚生会が解散し、同年4月1日以降、これらの厚生会が実施していた福利厚生事業を京都市職員厚生会が引き継ぐこととなることに伴い、同厚生会を組織する職員の範囲を変更するとともに、京都市交通局厚生会条例及び京都市上下水道局職員等厚生会条例を廃止することとしました。

また、京都市職員厚生会に対する補助金について、京都市補助金等の交付等に関する条例の規定を適用することとしました。

この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

京都市職員厚生会条例の全部を改正する条例を公布する。

平成25年 3月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第54号

京都市職員厚生会条例の全部を改正する条例

京都市職員厚生会条例の全部を次のように改正する。

京都市職員厚生会条例

(組織)

第1条 本市の職員は、互助共済及び福利厚生を増進を図るため、京都市職員厚生会
(以下「厚生会」という。)を組織するものとする。

(事務)

第2条 市長その他の本市の行政機関は、職員を厚生会の事務に従事させることができる。

(補助)

第3条 本市は、毎年度、予算の範囲内において、厚生会に補助金を交付することができる。

2 前項の規定に基づく補助については、京都市補助金等の交付等に関する条例の規定を適用する。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 京都市交通局厚生会条例

(2) 京都市上下水道局職員等厚生会条例

(行財政局人事部厚生課)